

令和元年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和元年9月11日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 元 年 9 月 13 日 午 前 9 時 00 分 令 和 元 年 9 月 13 日 午 後 1 時 47 分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	7 番	池 田 和 幸	8 番	吉 岡 隆 幸	9 番	淵 上 正 昭
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	農 業 委 員 会 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	武 富 和 隆	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和元年9月13日

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 （ 令 和 元 年 9 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
池 田 和 幸	1. 水道事業の今後は 2. 下水道事業の現状と課題
湊 上 正 昭	1. 町長の政治姿勢 2. 災害時における水上オートバイ（水上バイク）の活用

日程第2 議案第36号 江北町みんなの公園の設置及び管理に関する条例

日程第3 議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

日程第4 議案第38号 江北町税条例等の一部を改正する条例

日程第5 議案第39号 江北町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第40号 幼児教育・保育の無償化の取組を図るための関係条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第41号 江北町みんなの公園の指定管理者の指定について

日程第8 議案第42号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第43号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第44号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第45号 平成30年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第46号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第47号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第48号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第15 議案第49号 平成30年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認  
定について

日程第16 議案第50号 平成30年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

---

### 午前9時 開議

#### ○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第4回江北町議会定例会会期3  
日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程より、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

#### 日程第1 一般質問

#### ○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期2日目に引き続き、質問表の順序に従い  
発言を許可いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

#### ○池田和幸議員

おはようございます。本日1番目のバッターとして一般質問させていただきます。

その前に、昨日から同僚議員のほうからも言われていますけれども、今回の大雨により被  
災された方、また、お亡くなりになられた方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それともう一つ、一番言いたかったのは、今回いろんな被災の現場に江北町の消防団の  
方々がたくさん救助に行かれました。その辺を見て、私もやはり、うちの町も大切ですが、  
広域の方々のために精いっぱいされていることに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、早速、今回2問の質問を出しております。

まず最初に、水道事業の今後は。

水道は私たちのために水を供給及び処理し、生命を支える貴重なインフラ事業です。水道  
事業は、自治体などの公共によって担われてきました。しかし、今日に至っては、配管や設

備の老朽化、更新の問題と人口減少による採算の悪化や料金の高騰等の課題が挙げられています。

昨年12月には、市町村などが運営する水道事業の経営基盤を強化する目的で水道法の改正がなされ、コンセッション方式を用いた水道民営化が容易となりました。これにより、水道水を供給する事業を担う市町村が、民間を利用したり広域連携したりすることになります。

そこで最初の質問ですが、今回の改正で、1、広域連携の推進、2、適切な資産管理の推進、3、多様な民間連携の推進が挙げられますが、この3点について、まず現状と対応策を伺いたい。

### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

### ○環境課長（武富 元）

皆さんおはようございます。池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道法改正で町としての現状と対応策はということでございます。

まず、1点目の広域連携の推進でございます。

令和元年度策定予定の佐賀県水道ビジョン（素案）の中で、広域連携の状況において、町としては災害時協定と事業統合の2つの項目を挙げております。県全体としては、本ビジョンの計画期間内にどこまで広域連携を実行するのか、方向性を整理するとされておるところでございます。

本町水道事業として事業統合協議の際に、積極的な広域連携が早期に実行されるような体制づくりを求めていきたいと考えております。

2番目ですけど、適切な資産管理の推進でございます。

水道施設の維持及び修繕、水道施設台帳作成、水道施設の計画的な更新、収支の見通し作成及び公表を示されております。

令和2年度の佐賀西部広域水道事業の事業統合に引き継いで、早期に適切な資産管理の推進が図られるように協議しておるところでございます。

3点目の多様な官民連携の推進でございます。

令和2年度の佐賀西部広域水道事業との事業統合での安定的な事業運営を目指すよう検討しております。

公共施設等運営権を民間事業者に設定する場合について、小規模自治体の事業経営に対し

ては料金高騰や災害時対応の問題が懸念されますので、慎重な考えもあることなどが報じられております。町民に最も身近な暮らしに欠かせない水事業のあり方はどうあるべきかについて、事業統合の先を見据えた議論が必要であると考えておるところでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

ありがとうございます。今回、環境課長は初めての答弁ですけれども、しっかりと落ちついてされていましたので、頼もしく思います。

それでは、再質問したいと思います。

まず、先ほど私の質問の中にも、コンセッション方式という形で公共施設の所有権を国や自治体が保有したとき、長期間の民間事業者に売却する民営化手法ということで、全国のいろんな資料にも載っていました。

これはあくまで民間連携の選択肢の一つですけれども、住民サービスの向上や業務の効率化を図るメリットがあるということですが、このことについて課長の御意見をお願いしたいんですけれども。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

コンセッション方式というのは、先ほど言われましたとおり、公共施設の所有権を自治体が保有しているものを、長期の間、運営権を民間に渡す、民間事業者に売却するという民営化の手法でございます。今のところ、本町では来年度予定しております事業統合により、まず事業統合をして、その結果といいますか、時期を見てコンセッション方式というのを事業統合後に考えられるのかなというふうに思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

済みません、私はこのコンセッション方式も今回の各共有化というか、佐賀西部に一括して委託するのがこういう方式にも当てはまるのかなと思っていましたけど、その辺はやっぱり違うわけですかね。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

池田議員の再質問にお答えします。

コンセッション方式、先ほど言いましたように、民間にございまして、統合後に民間に委託したほうが良いという方向にいけばなと思います。ただ、今のところ、町としては事業統合後の方針に従わざるを得ないのかなというふうに思っております。

町民の皆さんに、水道料金が高騰しない、あと、安定して安全な水を供給することが一番大事かなというふうに思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

皆さんおはようございます。池田議員の御質問に少し追加で御説明をいたしたいと思いません。

先ほどからやりとりをさせていただいておりますとおり、武富環境課長は今回初めての一般質問であります。きょう、朝、上に上ってきておりましたら、後ろの部屋に環境課の職員がたくさんおりましたものですから、何をしたのかと思っておりましたら、やはり課全体で課長をしっかり支えようという姿勢のあらわれだと思えますし、早速、きちんと課全体が掌握できているなというふうに私も頼もしく思ったところであります。

今回の水道事業の議論なんですけど、きのう来た道に戻るような話にはなっちゃいけないなというふうに思います。先ほどから御紹介いただいておりますとおり、国や県でいろいろ動きがありますけれども、やっぱりこういうのは現場が一番早くて、御存じのとおり、かねてから給水事業だけについては広域の連携を行ってございましたけれども、御存じのとおり、来年4月には水道事業全体について広域の連携として統合をやるわけでありますから、今さらというわけではないですけれども、コンセッション方式が良いのではないかというふうな

ことには、ここまで来て、ならないのかなど。

ただ、せっかく国のほうもそういういろんな選択肢を今回示されたわけでありますから、来年度に統合した後、その全体としてどうするかというのは、次なるビジョンというんですか、そういうものはあってしかるべきだと思いますけれども、御存じのとおり、統合したから全体がすぐに統一されるというわけではありません。国保もそうでありましたとおり、しばらくは料金体系がばらばらであるとか、当面は各役所のほうに営業所を置くというふうな話も聞いておりますけれども、統合のメリットが出るのには少し時間がかかるんだろうというふうに思うんですね。その時点で検証した上で、さらなる効率化というんですかね、そういうことの中での選択肢の一つではないかというふうには思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

池田君。

#### ○池田和幸議員

わかりました。私もそういう形が望ましいと思いながらも、確認をしてお聞きした次第でございます。

それでは、次の問題に行きます。

次に、令和2年度に予定されている佐賀西部広域水道事業統合への対応について伺いたい。

1、町の統合時の資産規模はどうなるのか。先ほど若干、課長のほうから述べられたと思いますけれども。2、統合前に老朽管更新工事や配水管布設工事等が必要となると思いますが、事業進捗は図られるのか。3、水道料金の適正化は図られるのか。以上、お願いいたします。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

#### ○環境課長（武富 元）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、町の統合時の資産規模ですけれども、平成30年度決算では有形固定資産については、土地、建物、構築物、機械及び装置などを12億3,748万3,420円有しております。

投資有価証券を含めた固定資産合計は13億3,748万3,420円となります。

流動資産については、現金預金と未収金及び貯蔵品を含めた流動資産合計は3億7,776万6,545

円となり、資産合計は17億1,524万9,965円となります。

統合時の資産規模としましては、先ほど言いました17億1,524万9,965円に加えて、平成31年度事業活動による資産変動分ということになります。

続きまして、2問目の統合前の老朽管更新工事や配水管布設工事等の事業進捗についてということでございます。

平成30年度につきましては、老朽管更新工事として4件、合計2,031万4,800円行っております。また、新設管布設事業としまして6件、合計の4,332万2,040円行っております。合計10件で、6,363万6,840円の事業進捗を図ったところでございます。

また、老朽管更新事業・新設管布設事業以外についても、浄水場関連解体工事、それと浄水施設のり面保護工事、あと、舗装復旧工事ですね、そういったのも行っております。

本年度の令和元年度につきましても、老朽管更新事業を5件、あと新設管布設事業等も行っておりまいます。

3問目の水道料金の適正化は図れるのかということでございますけれども、平成29年12月15日に開催された議員例会時に説明させていただきましたけれども、佐賀西部広域水道事業統合計画書での統合経営と単独経営の20立米の料金試算によりますと、料金効果額については、統合経営による料金引き下げ額の40年間の合計は約15億円とされております。

水道料金は、令和2年度事業統合後3年間は現行料金を継続し、給水原価等の適正化を図りながら段階的に統一料金へ移行すると計画されております。水道料金の適正化は図れるものと今のところは考えております。

以上です。

#### ○西原好文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問に追加で御説明を申し上げます。

基本的には先ほど環境課長が答弁をしたとおりでありますけれども、そもそもの我が町の統合に当たっての考え方ということは、以前から御説明をしておったかと思えます。きのうも少し平成の大合併のお話をしましたけれども、私は幸いと思っておりますが、我が町は合併の道を選ばず、こうして単独で町の維持ができております。ところが、町外に目を向けておりますと、いろんなところで合併が行われました。以前は49市町村あったのが、今は20市



町に統合をされたということでもあります。

そういう中で、合併のときにどういうことが起きていたかということ、合併前の駆け込み事業みたいなことが合併前の市町では起きていました。結局、合併すると、やはり全体の中で見られるものですから、その前にせんばらんとはしとこうというようなことが、言ってみればはびこっておったわけでもあります。

ところが、我が町はそういうことを経験していないものですから、見逃しがちではありましたが、ある意味、今回の統合も同じようなことが言えるのではないかというふうに思っております。当然、統合するメリット、また、統合の必要性ということは御存じのとおりでありますけれども、その中でも、やはりこれからこういう広域事業がふえてくると思いますが、やっぱり我が町の利益の最大化ということは視点としてどんな事業でも持つておく必要があると思っております。

今回、来年4月に西部水道企業団初め、近隣の水道事業者で統合した後の江北町の給水人口の全体に占める割合は6%です、統合後の江北町のシェアがですね。ですから、当然、統合に当たっては、その応分の資産であるとか、逆に言うと負債を大体持つておくということであれば、イーブンで統合をするわけでもありますけれども、これも環境課が精緻なる調査をしてくれた結果、いわゆる資産ですね、流動資産でいくと、給水人口のシェアは6%に比して、うちは8.8%、実はほかよりも余計持つているということだったんですね。逆に負債でいくと、何と1.1%しかないということでもありますから、プラスとマイナス両方を考えたら、統合後、全体に占めるシェアに比べて、江北町としては、いわば持参金というんですか、それが大分多いということでもあります。

だからといって余り非常識なことはできないわけでもありますけれども、せっかく統合前にそういうこともわかりましたものですから、必要な事業については、この2年間で積極的にやっっていこうというふうの方針を決めたところでありまして、そうした考えに基づいて、先ほど環境課長が御説明をしましたような、我々町がもし単独でやっていたのであれば、いずれはやっていたであろう事業を先行してさせていただいたということでもありますし、先ほど申し上げましたように、統合したから何でも最初から統一されるわけではなくて、料金もだんだん統一されていくんですね。

ということであれば、御存じのとおり、江北町は水道料金が高目だというようなことを言われておりましたけれども、高目のところからスタートすると、なかなか統合のメリットも

出てこないだろうということで、許容範囲の中で、御存じのとおり、昨年には水道料金の見直しもしたところであります。

統合そのものについても、また統合後についても、やはり江北町としての利益というんですかね——のやはり最大化という視点が大事であるというふうに思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

1点だけ、先ほどの課長答弁の中で老朽管の工事のことを言われましたけれども、昨年、平成30年度で4件、今年度に5件という形で、統合前にある程度の、どのくらいの率で老朽管の処理が終わるのか、それを1点だけ、まずお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

先ほど申しました老朽管の更新工事、平成30年度が4件で、本年度5件ということで、事業進捗、あと何%残っているかということでございますけれども、この老朽管の更新事業につきましては、当初から耐用年数とかに応じて計画どおりにしておりますので、先行してしているということではございません、更新管工事はですね。ですので、年次計画どおりだというふうに思っております。

以上です。（「何%で……」と呼ぶ者あり）

何%といいますと、年次計画どおりですので、年次的に言えば100%実行しているところでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

頼もしい言葉で100%と言われましたので、それを信じて、ぜひやってもらいたいと思えますけれども、ちょっと別のほうからの質問をしたいと思えます。

先ほどいろいろ話の中で、これからのことについて1つ聞きたいんですけども、水道施

設の現状が、将来の水事業の問題点となる経費の削減、これについて、例えば技術職員の採用等とか、そういうふうな職員の関係はどうなるのか、それを1点お願いします。

もう一点が、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の報告徴収・立入検査を行われるような形で国のホームページには載っていたと思うんですけど、その辺は自治体として、町としての把握等は今までどおりできるのか、その2点をお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の技術職員の確保と。まさにそこがこれから難しくなってくるものですから、水道事業を統合して、そうした各市町に点在するというんですか、知識や経験を集約しようということでもありますから、だからこそ統合するのですということでもあります。

それと2点目の、当然、我々もアンテナを高くしていろんな情報は収集しておるわけですが、厚生労働大臣の立ち入り云々というのがちょっとどういうことをおっしゃっているのかがわからなかったものですから、よろしければ少し解説をいただければと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

済みません、詳しい資料をちょっとここには持ってきていないんですけど、私が今回の法改正のことでいろいろ調べさせていただいた中に、厚生労働大臣が直接、民間事業者、要するに——これはうちのほうとはちょっと違うかもわかりません。ただ、そういう形で直接、報告徴収をするというか、義務化を求めているようなことを書かれてあったわけですよ。それで、立入検査が行われると。

うちの統合事業に直接係るかどうかはちょっとわかりません。ただ、そういうのが書いてありましたので、そういうのは自治体としては何か少し外れるようなことにならなければいいかなという、ちょっと不安めいたものともありましたので、その辺はないのでしょうかという質問でした。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

池田議員の御質問にお答えいたします。

これまでそれぞれの市町単独で行っていたものが複数の市町にまたがった場合には、所管が県に移るとか、そういうことはほかの事業や事務でもあることでありますし、広域ということの中に、例えば、県をまたいでとか、かなり大規模な統合みたいなことが想定されていて、そうすると1つの県だけでもやっぱり掌握ができないものですから、そういうときに、しかもそれを例えばどこかの民間事業者に委託した場合に、そうするとこれをやっぱりきちんと管理、監督できるのは国しかないものですから、そういう趣旨なのかなと、今お聞きをして思いました。よくあるのが、何かの営業許可をもらうときも、1つの県だけですれば県に許可をもらえばいいんですけど、2つの県でやるときには国のほうの許可が要るとかですね。そういう、やはり広域化に伴って、管理、監督というか所管をするレベルが上がってくるということの中でのなのかなと、ちょっと済みません、ここは推測ですけれども——というふうな感じが今いたしました。

いずれにしても、先ほどから御説明をいたしておりますとおり、我が江北町としてはアンテナを高くして、もちろん町民の皆さんの利便性の維持ということが前提ではありますし、その中でいろんな効率化は図っていくばい、さはさりながら、町としての利益の最大化は図っていくという視点はきちんと持っておりますという答弁で御了解いただければ、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

わかりました。

それでは、次の質問に行きます。

8月8日に、持続可能な水道の供給基盤を確立するための佐賀県水道ビジョンの策定委員会が県庁で開催されました。新聞記事では、ビジョンの計画期間は2020年から2034年までの15年間で県が分析したところ、各事業者が単独で運営を続けた場合、計画期間の2034年までに全19団体中、3団体が資金不足になり、5団体が単年度赤字となるという試算が出ていて、

2020年から2069年までの50年間では、16団体が資金不足になり、18団体が単年度赤字になると書かれています。

そこで、1つ目、佐賀西部広域水道事業への統合を進める我が町としては、どのようなビジョンを考えてあるのか、伺いたい。

2つ目、広域化には浄水場などの施設の共同設置、保守点検業務などの施設管理の共同化、水質検査や情報システムなど管理の一体化など、多様な類型がありますが、地域の実情に応じて適切な広域化等の形を選択することが望ましいと言われていますが、この点についてお考えをお聞きしたい。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

#### ○環境課長（武富 元）

池田議員の御質問にお答えします。

佐賀西部広域水道事業への統合を進める我が町としてのビジョンはということでございます。

各水道事業者は、資金不足や赤字にならないように日々適正な事業経営を行っておりますが、水の需要は人口減少に伴って低下しております。料金収入が減少する一方で、施設の老朽化や耐震化など支出は増加しております。

そこで、本水道ビジョン（素案）では、経営基盤強化のための広域化を進めることが必要であると捉えられております。

現在、本町水道事業で取り組んでおります、令和2年度予定の佐賀西部広域水道事業統合の計画書の中で示されているように、各水道事業者の単独経営よりも統合経営時のほうが、佐賀県水道ビジョン（素案）で掲げられております佐賀県が目指す持続可能な水道の供給基盤を確立するための全体構想に沿ったビジョンであると考えております。

次に、広域化には施設の共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化などの考えはということでございます。

佐賀県水道ビジョン（素案）及び佐賀西部広域水道事業統合計画書の双方で考えられているものと同様に、浄水場などの施設の共同設置、保守点検業務などの施設管理の共同化、水質検査や情報システムなどの管理の一本化など、事業統合後、できるだけ早期に地域の実情に応じた広域化をすることが望ましいと当町では考えるところでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今の答弁で大体わかりました。

それで、以前出されておりました佐賀西部広域水道事業統合協議会の中で議員のほうに配付された資料の中について、ちょっと二、三、聞きたいと思います。

この中に「事業統合後の営業所の設置について」ということで書かれておりました。内容は、5地区に分け、それぞれ1地区に1営業所を設置すると考えられていますが、杵島地区は白石町水道課、または近隣となっています。まだ検討の段階だと思えますけれども、我が町への検討等は考えられないのか、お願いしたいと思えます。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われました、5地区5営業所というふうに計画の中でなっておりますが、住民サービスの低下や施設管理に支障を来すということが懸念されることから、各市町の水道課、または水道係で、各市町の水道担当のほうを営業所として活用するという組織体制が今のところ検討されております。

以上でございます。（発言する者あり）

我が町でいいますと、環境課の水道係のほうに江北営業所といいますか、そういった形で来年4月からは設置されます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

わかりましたけど、私が聞いたのは5地区に置かれるということで、ただ、それが杵島地区においては白石町水道課と近隣となっているということで、各町に営業所はできないんじゃないかなと思うんですけど、その辺をちょっと聞きたいんですが。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

池田議員の再質問にお答えします。

先ほどは抜粋して説明しておりましたが、ちょっと詳しく説明したいと思います。

本町については、統合計画書により現佐賀西部広域水道企業団に設置されます営業所につきましては、統合計画書策定当初は各地区に1営業所、給水区域5地区5営業所でしたが、統合協議の中で、給水区域が広範域となることから、先ほどから言いました住民サービスの低下や施設管理に支障を来すことのないよう、統合後、当分の期間は各市町の水道課、または水道係を営業所として活用する組織体制を提示されているところでございます。

町民の方は、今までどおり役場、江北町でいいますと環境課窓口隣接している営業所で手続が可能でありまして、給水装置工事受付についても同様でございます。漏水等についてもスムーズな対応ができるよう検討しておるところでございます。

また、現在、各市町の庁舎管財及び情報担当部署と庁舎使用の方法について検討中ということでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

わかりました。

ただ、1つだけ、当分の間ということでは今言われましたので、当分の間はいつの間なのか、わかればお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

池田議員の再質問にお答えします。

当分の間というのがどのくらいかということではございますが、今のところ合併協議会の中で協議されているのが、3年から5年ぐらいを目安にということになっております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問に私のほうからもお答えしたいと思いますけど、やっぱり忘れてならないのは、何で今回統合するかというと、統合をしなければ、今後、構成市町というか事業者それぞれでは、やはり経営が成り立たっていかなくなるということだから統合をするということなんですね。ということは、統合することによっていろんなことを効率化しないと、当然、統合の目的は達成できないわけでありまして。ですから、恐らく最終的には、今までこうやってそれぞれの市町で行っていたようなものも、先ほど市町村合併のお話を御紹介しましたけれども、やはりだんだん集約をされていくということでありまして。

ですから、一番危険なのは、統合は賛成をしておきながら、営業所の統合については利便の低下と。多分、何らかの形で少し御不便もかけなければ、やはり統合のメリットは出てこないという大きな流れがあるんだということは、ぜひ認識をみんなですていかないとですね。統合は進めておきながら、住民の皆さんの利便の低下があるというふうなことだけを主張するというのは違うんじゃないかなというふうに思います。

ただ、だからといって利便の低下を招いていいというふうには思っていないので、先ほど申し上げましたとおり、極力住民の皆さんの利便の低下を招かないようなことをいろいろ考えていかないといけないというふうに思いますし、もしかすると、それは1つはIT化だったりするのではないかなというふうにも思いますし、そうしたことをまさにこれから考えていく必要があるんだと。

効率化はしながらも、なるべく利便の低下を招かないようにするにはどうしたほうがいいのかということ、ぜひ議員の皆さん方のお知恵もかりながらしなければ、市町村合併であったように、本当は効率化をするために市町村合併をしたはずなのに、合併をすると合併特例債が使えるとか、そういう財源があるもんだから合併をしたところが、だんだんそれが底をついて初めて効率化に手をつけるわけですね、支所を統合するとか。ところが、その段になって、こんなはずじゃなかったというふうな議論が全国的に今出てきています。それは最初から本当はわかっていたことじゃないですかねと。合併特例債があるから合併したんじゃないくて、それぞれの市町ではやっていけないから、効率化を図るために統合をされたというふうに私は思います。



ですから、平成の大合併というのは、言ってみれば市町村の再編、統合みたいなものだったのではないかなと。だからこそ、我が町がこうして単独で維持できているのは大変私は幸せなことだというふうに思いますが、その中でも、部分部分の事業については、例えば、杵藤広域圏があったり、西部環境組合があったり、杵東の衛生処理組合があったり、水道事業があったりしたように、そういう部分部分については、やはりほかの市町と広域の連携をしていくということが、経営的な視点に立った場合には、我が町そのものは単独でやっていくというところの、まさに勘どころではないかなというふうに思っておりますので、議員さん方もいろんな広域の議会や組合に参画をいただいていますから、積極的にそういうところには出席をいただいて、ぜひ積極的な発言をお願いしたいと改めてお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

私もしっかりと積極的な発言をしていきたいと思えます。

その中で、最後の再質問ですけれども、この中に「資産引き継ぎで既存施設の更新及び新たな施設設備について、国の交付金と参加団体の一般会計繰出金の額を試算する。なお、参加団体の一般会計の歳出は国の交付金を活用する期間、平成32年度から41年までの10年間とする。」と書いてありましたので、この説明を最後をお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

水道事業運営基盤強化推進事業のことを多分言われているんじゃないかちょっと思うんですけども、水道事業運営基盤強化推進事業につきましては、広域化したところについては対象になるということで、全体計画は、先ほど言われましたとおり、令和11年の統合してから10年間という時限事業でございます、国の交付率については3分の1というふうになっております。統合後は、水道施設及び設備についてそれに当てはまるので、その事業にのって行っていくということでございますけれども、そういった内容でよろしいでしょうか。

（「わからないから聞きよるだけです」と呼ぶ者あり）

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員からは説明をという御質問でありましたけれども、逆に私どものほうこそ、まず説明をいただいて、何のことかというのがよくわからないもんですからですね。

先ほど御紹介いただいた内容からいくと、先ほど市町村合併の合併特例債のお話をしましたですね。要は国としては、そういう統合を進めるようなところには、あめと言う言い過ぎかもしれませんが、統合するための支援策をいろいろ用意しているということであるのかなというふうに思いますし、例えば、国保の広域化なんかでいけば、広域化に当たっては、本来は全て赤字は精算してから広域化しなさいというふうな指導を受けたりしておりました。

だから、そういう中で、統合したのにいつまでも一般会計から広域事業にお金を持ち出すのはまかりならんよという意味なのかなとかですね。そういう広域連携とか、統合とか、合併の中では国がいろんな支援措置をするもんですから、そのお話なのか、統合を確実にするために、それに当たって市町がせんといかんことを今御紹介いただいたのか、どちらかかなと思ひながらですね。

先ほどから申し上げているとおり、私どもとしては既に水道事業は統合を決めているもんですから、それにのっとってやらせていただいていると。

今の時代は、必ずしも国や県が先行しているわけでもないんですよ。地方の時代ですから。情報公開も市町村が一番早く進んで、後で国が法律をつくりました。

ですから、今回ももしかすると、先ほど来、厚生労働省とか国の動きのことをいろいろ御紹介いただいていますけれども、我々市町村の現場のほうに先に動いているんじゃないかなという印象を少し持ちましたもんですから、今御紹介をいただいた、10年間とか交付金とかというのが、今我々が統合に向けてせんといかんことの中にはないもんですからですね。もし抜けているといけませんので、よかったら少し御紹介をいただければ確認ができるかなと思っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の質問は、私も国からのあれじゃなくて、そちらから議員のほうに説明をいただいた資料の中でちょっと調べていて、平成28年に佐賀西部広域水道事業統合協議会と、課長のほうにも話をしています。

それで、この中に書かれていましたので、この意味が、今の統合——これは平成28年のときですので、これからどういうふうに変化したかを聞きたかったもので、説明をお願いしますと言いました。

これに目を通していないのは当然ないと思いますので、環境課から出された分です。（発言する者あり）佐賀西部広域水道事業統合計画書というのが出されているわけですよ。これによって今の統合が、こういうふうに変化していきますよという計画書なんですよ。それは平成28年に環境課のほうから出されて、それに対して、今何年かたっていますので、そういう中で、（「何ページですか」と呼ぶ者あり）資産引き継ぎの中の29ページ、下のほうですね、真ん中。

○西原好文議長

済みません、暫時休憩してよろしいですか。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 48 分 休憩

午前 9 時 51 分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

環境課長から、答えてこいと言われましたもんですから。——そうは言われておりませんが、私のほうから御説明をいたします。

先ほど池田議員から御質問いただいたのは、平成28年度に策定されました統合協議会の統合計画書の中に書いてある記載について説明をとということだったということですのでよろしいんですかね。

この中にどういうふう書いてあるかといいますと、参加団体の一般会計の繰り出しは国の交付金を活用する期間、これが10年間ということになるわけですがけれども——とすると書

いてあると。これが今も変わらない方針なのかという御質問だったということでよろしいんですかね。わかりました。

端的にお答えすると、変わりません。これはどういうことかという、今回、水道事業を統合したからといって、丸々、江北町とかかわり合いがなくなるというわけではなくて、統合からしばらくの間は、当然、事業の安定化を図らばいかんということもありますし、先ほどから御紹介するように、やっぱり統合のメリットが出るのが少し先になってくるわけですね。その間は、参加団体が統合後の水道事業に負担金を払っていくということになります。その負担金については、国のほうから10年間の交付金があるものですから、この交付金を活用しましょうと。ただ、さっきのごと、いつまでも一本立ちせんわけにはいかないわけですし、一本立ちするのが最後の目的なので、だから、こうやって合体はしたものの、仕送りするのはこの10年間、うちも財源がきちんと国からある間だよということなわけですね。

ということはどういうことかという、10年間の間には統合して、ちゃんと一本立ちができるように、いろんな効率化、または事業の見直しに努めなさいという意味でありますし、もちろん、それは今も変わっていないということでもあります。よろしいでしょうか。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

よくわかりました。私も課長のほうには、この冊子のことも質問をするということでもちゃんと通告はしておりましたので、その点だけはよろしくお願いします。

そしたら、時間がないので2問目に行きます。

**○西原好文議長**

次、行ってください。7番池田君。

**○池田和幸議員**

下水道事業の現状と課題。

江北町の特定環境保全公共下水道事業は、平成14年度の供用開始から17年目を迎えています。江北町下水道事業経営戦略によると、広域化・共同化・最適化実施状況については、平成26年3月に全体計画を見直し、合併浄化槽にて整備を行うと書かれています。

最初の質問ですが、1、平成31年度を目標とした公営企業会計適用により独立採算制及び透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できるよう検討すると計画されていますが、ど

のような検討がされているのか、伺いたい。

2、現在、江北クリーンセンターや各ポンプ場の維持管理を民間委託されていますが、人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、広域化や民間活用の推進が検討されている中、このような推進については検討されていますか。

3、地方公営企業法を適用する公営企業会計に移行すれば、特別会計方式から移行することになり、経営状況や財政状態をより明確にし、経営の効率化、健全化を図ることができると思いますが、いかがでしょうか。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

#### ○環境課長（武富 元）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

下水道の公営企業会計適用に向けた検討ということだと思います。

下水道公営企業会計適用については、平成31年度を目標に準備を行ってききましたが、平成31年1月の総務大臣通達により、人口3万人未満の自治体については、下水道については令和5年度までに企業会計へ移行するよう通達があったことから、平成31年度からの移行を令和5年度までというふうに計画を変更したところでございます。

質問にありました独立採算制及び透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できる検討をしたのかにつきましては、今後、国、県の指導や他市町の移行後の意見等を踏まえ、今回延長された期間をフルに活用し、検討したいと思っているところでございます。

2番目の広域化や民間活用の推進は検討されているのかでございしますが、広域化については、既に県が主体となった県内全20市町が参加する勉強会が現在開催されております。課題の共有や広域化による解決策等について意見を交わしているところでございます。今後、広域化協議会等の創設が予定されており、作業部会の中で課題解決のためのより具体的な取り組みの検討を進めてまいります。

また、民間活用については、包括的民間委託の導入の検討を進めていく考えでございます。

3番目の公営企業会計移行により経営の効率化、健全化を図れるかということですが、公営企業会計の適用の目的は先ほど議員が言われたとおりでございますので、町では令和5年度までに移行する計画でございます。

以上です。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

少し補足をさせていただきたいと思います。

今回、池田議員からは1番目に上水道、2番目に下水道の御質問をいただきました。同じ水道ですけれども、上と下の違いだけではなくて、結構中身が違いましてですね。御存じのとおり、上水道そのものは当然古くから、いわゆる公営企業として、事業としてやってきておりました。人間で例えれば、大分成熟をしてきて、これからどちらかという、先ほどからあっているように、統合してなるべく効率化を図っていくと、ある程度収益構造みたいなものはっきりしているわけですね。ですから、統合に向けて、なるべく今からはお金がかからんごとしていまいしょうと、人口も減っていくわけですから。そういうところに来ているわけですけれども、一方で、下水は人生で例えれば、まだまだ駆け出しのところなんですよね。御存じのとおり、言ってみれば、一般会計からも仕送りをしないと事業そのものがまだ成り立っていかないというところでもあります。

ですから、今回5年間、令和5年まで、まさに一本立ちを前提とした、そういう企業会計の適用も猶予をされたものですから、もうちょっとここでしっかり、本当に一本立ちするためにはどんなことが必要なのか、また、一本立ちの準備をしっかりしようということで、この期間をフルに活用させていただきたいというふうに考えているところでもあります。

それと、もう一つ難しいのは、水道は出どころが一緒だから広域でやりやすいんですけども、下水については、今はまだ各市町で施設を最後の終末を持っているところでありまして、また、御存じのとおり、町内でも下水処理の仕方が農集と下水とかで違ふとかいうことで、これはなかなか今の水道と同じような議論を、今、同じレベルで同じようなことはちょっとできないなというふうに思っております。そういう基本的な認識のもとに立って考えたときに、まだ今から一本立ちをするところをしっかりとやらんといかんというふうに思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

済みません、時間がないので、もう一問、農排を予定していましたが、これは次回に回します。

今の公共下水道に関して、再質問をちょっと1つだけさせていただきたいと思います。

再質問として、県の最適化の状況として、浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等が実施されていますが、うちの町としては地区の整備の促進はできていると思いますが、個別の整備、普及はどう考えてあるのか、最後にお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

お尋ねします。個別のというのは、どういう意味での個別でしょうか。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

個別というか、うちのほうは一応、昨年度で下水道の事業は終わりましたけれども、個別、宅地ですね、各宅地についての供給がまだ全体的にできていないと思いますので、それは今後どういうふうに考えているか。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

面的な整備は終わったけれども、個別の接続率のお話をされているのかなというふうに思いますけれども、当然、我々としても、そういう下水接続のメリットということはお伝えをして、当然、普及、接続を促進せんといかんわけですけども、やはり今回の大雨でもわかったとおり、結構これが農集についても下水についても、なかなか雨に弱いというところがあるものですから、変な話、そがんやって下水につないだっちゃ、大雨になるぎ使われんぎ一緒やろうもんと、まさにこの言葉にいかんうちにちが応えられるようにせんばいかんかと。本当に今回、環境課の職員、総出で、2日間寝ずに、一軒一軒、夜中、本当に不審者と間違われながら、ふぐあい箇所を探して、本当に大変な思いをしてくれました。

ですから、やはりそういう信頼性の向上が接続率の向上につながるんだというふうに思いますけれども、この信頼性の向上を図るのに、これだけ大事な職員が徹夜で何日も不眠不休

でやるというのは、ちょっと私はいかかなものかというふうに思うものですから、そうしたメンテナンスというか、維持管理の効率化を図ることが信頼度の向上にもつながるし、何よりも職員の負担軽減にもつながるのではないかなというのが今回の大雨で確信をしたところでもありますので、ぜひこれについても、町としても早目に対策を打っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

池田君。

#### ○池田和幸議員

農排のことを言ったときにその辺も話そうと思いましたが、今回、私もいろいろ毎日寝ずにされているというのはよく聞いています。その辺を打開していかないと、やはり職員あつての町の組織だと思しますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

一般質問を終わりたいと思ひます。

#### ○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時15分。

午前10時5分 休憩

午前10時15分 再開

#### ○西原好文議長

再開いたします。

9番瀧上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願ひます。

#### ○瀧上正昭議員

皆さんおはようございます。今議会最後の質問者となりました瀧上正昭です。

冒頭に、このたびの佐賀豪雨により亡くなられた方に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興が進みますよう、心から願ひするものであります。

それでは、通告どおり、町長の政治姿勢についてと、災害時における水上オートバイ、通称水上バイクと申しますが、この活用について御質問をいたします。

まず、町長の政治姿勢について御質問をさせていただきますけれども、私が質問する要旨



が、昨日、お二人の議員のほうから、これまでの山田町政に対する質問でのやりとりを聞いておられますと、大部分がかぶる内容となっていたように思いましたけれども、町長も言い足りない部分があったかもわかりませんので、通告どおり質問をさせていただきます。

それでは、1点目の就任3年半の総括について、2つお伺いをいたします。

1つ目は、選挙公約を含め、全体的な町政運営に対する自己の所感、所見をお聞かせください。よろしく願いいたします。

#### ○淵上正昭議員

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

淵上議員の御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

私、社会人としての経験で言えば、佐賀県庁に平成4年に入庁いたしまして、退職したのが平成19年でありましたから、約16年になりますかね、最後のほうは統括本部の政策監グループというところの政策第1担当係長というのをさせていただきました。当時は古川知事でありましたけれども、知事にも比較的近いところで、県政にもかかわるような仕事も少しはさせていただいたところでもあります。

また、その後は国会議員の公設秘書として、まさに議員とともに政治活動といえましょうか、議員活動を支えさせていただきましたし、その後、武雄市に入庁して、約8年間お世話になりましたけれども、そこでも首長のそばで、まさに市政に携わらせていただいたということで、実際自分がそういう町政を担当させていただくようになる前に、首長の仕事というのはどういうものだというのは自分なりにはわかっておったつもりでありますし、実際そういう立場になりまして、なるほどそうだなというふうに思ったところもありますけれども、やはり実際なってみないとわからない町長の仕事というんですか、本当に幅広く、また、多岐にわたるなということを実感いたしました。

それは、こういう役所の中の長というだけではなくて、まさに町長というぐらいですから、いろんな場面でやはり町を代表したり、町にかかわるいろんな事業、行事を主催したりというふうなことがありますして、昔、「24時間戦えますか」というコマーシャルがありましたけれども、必ずしも役所にいる間だけが町長の仕事ではなくて、24時間365日、4年間、町のことが頭から離れる瞬間は1秒たりともなかったというのが実感であります。

そうした中で、本当にこの重責を、これまで務めてこられた歴代の各町長の、それこそ御

苦勞、また、御功績というものを同じ立場になって改めて知ることになりましたし、その歴代の町長に比べて、自分がどれほどできたであろうかというところは、心もとない気持ちでおるわけでありませぬ。

公約のことも先ほど少し触れていただきましたけれども、公約についても必ずしも全てができたわけではありませぬ。そこは任期余すところ半年ということになりましたので、大変じくじたるものもあります。

そういう意味で、そういう中でありながら、やはりこれからの江北町を考えた場合には、大変大事な時期を迎えているというふうに思っておりますし、この4年間、いろんな御迷惑もおかけましたし、職員にも負担をかけたとは思いますが、きのうも申し上げましたように、人というものはお互い変わり得るものでありますし、成長し得るものだというふうに思っておりますので、この4年間の上だからこそ、逆にできることもあるのではないかと思っておりますし、ぜひそうした気持ちで、次の4年間にもまた身をささげたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

淵上君。

#### ○淵上正昭議員

どうもありがとうございました。

ちょっと僭越ですが、先ほど町長が職員のお話もされました。非常に知識人でありませぬし、いろいろ知見もあられます。そういうことで、失礼な話かも知れませぬけれども、これまで3年半、私が見た上で職員との幾分か距離があったのかなというふうに思っていました。

例えで言えぬ、やっぱり3階から1階まで、物を言うときには大きな声を出さなければなりませぬ。1階におられる方は何を言っているかわからないというふうな状況もあったかと思ひます。そこで、町長みづから2階の踊り場あたりまでおりてきて、そして、お話をしあって、そこからは徐々に職員のほうも町長が言っていることがわかるようになってきたんじゃないのかなというふうに、ちょっと推察をいたします。これは私の思ひですので、そういうことでちょっと感じております。

それで、1つちょっとお聞きしたいことがあります。というのは、これも以前から何回となく同僚議員のほうからお話がありました。JR肥前山口駅の再開発の具体的な考えについ

てということで、町長が就任された当初、インタビューかでお話をされたと思いますけれども、にぎわい創出と狭い歩道の安全確保が目的である。歩道を広くし、その分、空き家、店舗の住居は高層化して、新しい店舗などを誘致することを考えていると。利用可能な事業を探り、地域でも議論をしてもらうため、まちづくりワークショップのようなものを頻繁に開きたいとお話をされておりました。これは、歩道を広くしというところまではできてきているというふうに思っております。その後段のほうがどういうふうになっていくのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

#### ○ 瀧上正昭議員

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

#### ○ 町長（山田恭輔）

瀧上議員の御質問にお答えをいたしますが、その前に、先ほど役場内のというんですか、職員との関係についても今御指摘をいただきました。私自身も24年間は役所にといいましょるか、公務員として勤務をしていたもんですから、言ってみれば公務員としてというか、役所の人間として、どんなことを考えそうなのというのは自分なりにもわかっているつもりであります。ともすると、公務員というのは一回役場に入ればやめることがないもんだからですね。やはりどうしても、しかもルールにのっとってやるということが、過剰にそれが考えられて、今までやっていたとおりにやればいいのかというようなことに考えがち、かつては私もそうでありました。何事もないのが一番いいし、今までどおりやっておけばいいと。

ただ、やはりこれだけ時代が目まぐるしく変わっていく中で、やはり我々役所も変わっていく必要があるというふうに思いますし、きのうも御紹介をしましたとおりに、かつて早稲田大学で学んだ中で、全国のいろんな取り組みを見て、やはり西暦2000年の地方分権一括法というのが大きかったなと思います。今までは国、県が言うとおりに、また、今までどおりやっていたらよかったのか、国や県も今からは地方の時代ですと、市町村がそれぞれで考えてやってくださいというふうに基本的に、もう世界がやっぱりあのとき変わったわけですね。やっぱりあのときから我々、こうした基礎自治体の置かれている役割というのが全く変わってきたんだと思います。やはり独創的なこと、ほかがある意味まだ取り組んでいないこと、または住民が望むことを積極的に改めたり、新しいことをやっていく時代になったということを私なりに役所にいた中で目の当たりにし、また経験をし、さらに言うなら実践をしてきたもんですから、ぜひ我々江北町役場も、まさにこうして単独町を選んだ以上はなおのこと、

やはりそうしたことをやっていく必要があるというふうに思っております。

かつて勤務しました武雄市でも、大変厳しい上司でありました。ただ、やはり何年か一緒に仕事をしていく中では、ともに苦勞をし、ともに意見をぶつけ合い、また、ともに戦う中で、やはりそういう厳しさとは別の、厳しさとは関係なくというんですかね、親しみみたいなものを私は武雄市で経験をさせていただくことができたのが、私の中の本当の大きな経験の一つだったなというふうに思います。

楽という字と楽しいという字は同じ漢字を書きますけれども、私は相入れないものだと思っております。もっと言うならば、厳しいけれども楽しいとか、厳しいからこそ楽しいとか、厳しいけれども親しいとか、厳しさと今言ったようなものは、私は逆に両立するというふうに思っておりますし、それは自分の職業人としての経験から来る、これは私みずからの確信であります。

そういう中で、少し私は焦がりでもあるものですから、なかなかうまくやってくれないときにはいらいらもしますし、それをぶつけたこともあります。けれども、やはりこの4年間という時間、空間をともに共有したという厳然たる事実の中で、これまでいろんな評価をいただいております事業であるとか、行事であるとか、まさにこういう議会の対応も含めてですけれども、やはり同じ苦しみを味わったり、ともに苦勞したり、ともにぶつかり合ったり、やはり真剣勝負をしてきたことによる、何というんですかね、共有意識みたいなものは私は生まれてきているんじゃないかなというふうに思います。

だからこそ、先ほど申し上げましたように、この4年間があったからできる次があるんじゃないかというふうに思います。そうしないと、またゼロからこうした関係を構築するためには、やはりそういう意見の衝突、夫婦でも一緒ですよ。やはり最初にはそういうものがあつた上でいろんなものができてくるわけですから、だから、この4年間を過ごしたからこそ、その次があるのではないかというふうに思っておるところであります。

先ほど環境課長が答弁をしたり、きのうは福祉課長が答弁をしたりしてくれておりましたけれども、本当にみずからの職責を自覚してくれて、今はいろんな動きをしてきている課もあります。ぜひそうした創発といいましょうか、そうしたものをぜひこれから職員とともにさらに広げていきたいというふうに思いますし、1つ言うなら、厳しいのは私が厳しいんじゃないくて、今は町民の皆さんの要請が厳しいんだと、時代が厳しいんだと、それを私が体现しているというふうに思ってくれば、少しは私自身に対する風当たりは減るのかなとい

うふうに思わなくはありません。

その上で、先ほど御質問いただいた駅の北口でありますけれども、やはり最終的には安全の確保だけではいけないというふうに思いますし、きのうも申し上げたとおり、かつての肥前山口駅のにぎわいといいたいまいしょうか、今の子供たちにとっても、あの駅が一つの、大人になったときの心象風景になるようなものをやっぱり残していきたいなというふうに思います。景観10年、風景100年、風土1,000年という言い方をするとおもいますけれども、少し時間はかかると思います。やっと安全確保ができるような運びになりましたので、ぜひその次の段階にこれからきちんと移っていききたいというふうに思います。

きのうも少し御紹介をしましたけれども、まだここでは申し上げられませんけれども、個別には実はそうしたものにもつながるような動きというものは町内にはありますものですから、ぜひそうしたものともしっかり連携をとりながら、これから次の段階に移っていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

渚上君。

#### ○渚上正昭議員

ありがとうございました。

それでは、2つ目です。今後のまちづくりの基本的な考え方についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

後だって、2点目に出処進退ということで聞くようにしておりましたが、ここで出処進退がまだ云々ということであるかもしれないと思いつながら、2つ目で出させていただきました。

繰り返しになりますが、今後のまちづくりの基本的な考え方についてお聞かせいただきたいと思つます。

#### ○渚上正昭議員

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

渚上議員の御質問にお答えいたします。

これは2番目のことも含めて答弁をさせていただくということではないんですかね。（「進

退については昨日お話しをされましたので、その分を言い足らなかった部分も含めてお話しを」と呼ぶ者あり) わかりました。

基本的には、4年前に掲げた公約というよりは、その前提となります私なりのビジョンということについては余り変わってはおりませんが、やはりこの4年間、実際に町政に携わらせていただいて、ある意味、確信といたしましょうか、より具体的になったというふうに申し上げたほうがいいのかと思います。

いつも言うことでありますけれども、我が町は都市化と過疎化が両方一度に進行しているということですので、やはりこの両方にきちんと手だてを打っていく必要があるというふうに思います。

今ここで、あえてさらに申し上げるとすれば、これはそれぞれに対応をするというよりは、これをやはり1つのものとして最終的には持っていく必要があるのかなと。都市化は都市化の対策、過疎化は過疎化の対策というよりは、この両方に資するような取り組みをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そうしなければ、さらに都市化が進み、過疎化は食いとめることができたとしても、結局やはり両面あるもんですからね、仮に次のチャンスが私にあるとすれば、やはり全体としての一体感を出していくということが大事だというふうに思うもんですから、都市化をしているところ、過疎化をしているところ、また、以前から江北町に住んでおられる方、また、最近江北町の住民になっていただいた方、もっと言うならば、男性と女性とか、または若者と高齢者とか、そういういろんな二項対立みたいなものをなくして行って、全体としての一体感を出していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

1期目のときに申し上げましたけれども、新田園都市という言葉を使ったことがありました。私は非常にこの言葉が、言ってみれば、これからの我が町のあるべき姿を自分は体現しているというふうに思っております。それは、江北町のいろんな歴史、またはいろんな特性を踏まえた上で、まさに都会であり、田舎であるというんですか、そうしたものを表現する言葉として新田園都市という言葉を使ったことがありましたけれども、今後はさらにそれを具体化していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

淵上君。

## ○ 瀧上正昭議員

どうもありがとうございました。今言われた新田園都市、これは当選後のインタビューでも、九州で一番の都会と田舎のバランスがとれた町にしたいと、一言で言えば新田園都市ということでございましたので、全くふれずに考えをお持ちだというふうに理解をいたしました。

それでは、2点目の次期町長選、これは先ほど言いましたとおり、昨日ありましたので割愛させていただきます。

それから、2つ目です。2期目に出馬するに当たり、政治的公約、マニフェストを考えているのであればお聞かせいただきたいと思います。昨日、公約を再構築しなければならないと、いま一度見直して、時期が来ればそのときにお示しをしたいというふうな答弁をされました。その考えの中に、大筋といいますか、柱となるものがあればお話しをしていただきたいというふうに思います。

## ○ 瀧上正昭議員

質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

## ○ 町長（山田恭輔）

瀧上議員の御質問にお答えいたします。

昨日も申し上げましたとおり、昨日、私なりの意思を表明させていただいたばかりでありますので、これから個々の公約については整理、または作成をしていくということになりますけれども、今回の就任に当たって申し上げましたとおり、融和と対話と経営というのは私自身の方針といいたいでしょうか、自分自身の考え方としては、これはやはり引き続きそれをもとに物事を進めていきたいというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたように、やはり都市化と過疎化への対応ということの先に我が町の将来像があるという意味で、この新田園都市というものを具体化していきたいというふうに思っております。

それともう一つは、きのうもSDGsの話がありましたけれども、私なりの解釈と私の言葉でいくと、やはり江北町がこれからも輝かしい存在であり続けるためには、持続性と多様性と自主性というものが大事だというふうに思っておりますし、これは役所の仕事だけということではなくて、町全体、町民の皆さんの意識も含めたところのものだというふうに思います。

ですから、そうしたものに資するような公約にしていきたいというふうに思っております

けれども、例えば、これは前回の議会のときに少し議題になりましたですかね、不登校のことが質問で出ておりました。また、その後の青少年の育成会議ではスチューデント・サポート・フェイスの谷口さんにも来ていただきましたけれども、本当に学校に戻すのが前提にならんといかんのかとか、やはりこれだけ社会が目まぐるしく変わる中で、学校が担える役割ということに比べて、余りにも多様化が先に行って、どんなに頑張っても学校という今までのルールとか枠組みの中では捉えられないということも出てきているんじゃないかなということも思っています。

ですから、そうしたことも踏まえて、何か具体的な提案といえましょうか、取り組みができないかなというようなことを思っています。これは何でこれだけ言ったかということ、少し象徴的だと思ったんですね。多様性とか持続性とか自主性とか。ですから、そういう観点での公約をつくっていききたいというふうに思いますし、この自主性というのも大事だと思います。この4年間の中にも、町長さん、がんばすっぎよかとかやなかねと言う人はたくさんおられました。ただ、町長さん、これを自分がやりたいから、何か一緒にやれませんかと言ってくれた人は、幸い全くいなかったわけではなくて、こういう方もおられました。

ですから、自主性というのは、役場に何かしてもらおうとかいうことではなくて、自分たちが何をできるだろうかと、自分はこれをやりたいという方が幸い今、江北町にはそういう方がたくさん出てきています。ですから、こういう方たちを応援したり、また、ともに取り組むようなこともやはりやっていく必要があるなというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、持続性と多様性と自主性というものを基本に置いた公約が作成できればというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

渚上君。

#### ○渚上正昭議員

私は3年半前、山田町長を応援させていただきました。であるがゆえに、やっぱり町長を支えると同時に、しっかり町長の公約も含めて、また、当時インタビュー等でも抱負を語られた、そういったことも機会あるごとにしっかりとチェックをしながら、これまでも見てまいりました。そういうことで、ずっと町長がお話しをなされていることは、当時からの公約であつたりとか、あるいはインタビューで語られたこと、もうそのままぶれずに来ていると



いうふうに思っておりますので、これからもぜひ町民のために頑張ってくださいことを期待して、1点目は終わりたいというふうに思います。

次に、災害時における水上バイクの活用について御質問をいたします。

質問する前に、どういったものか、皆さん御存じだと思いますけれども、ちょっとパワーポイントで画面で見させていただいて、それから質問をしたいと思います。

(パワーポイントを使用) これは、実は杵藤地区消防本部に1艇といいますか、1台ある水上バイクでございます。これは3人乗りということになっております。ちょっと写真を4枚ほど見ていただきたいと思います。

これは右側のほうですね。これが左側から見たものです。これは前からです。これは後ろからということで、これは3人乗りの水上バイクで、今、鹿島消防署のほうに配備をしているということになります。

この水上バイクの特性を何点か申し上げますと、この水上バイクは機動性や構造上の特性にすぐれていて、災害時の救助活動にも用いることができます。

それから、本町にも救命ボートが2艘入っておりますけれども、船外機を使って活動をしているときに、例えば、何かに当たってペラが壊れるとか、そういうことで救命ボートそのものがオールか何かでこぐような状況になったときに、水上バイクで曳航して救助活動をするというようなこと。

それともう一つは、先ほど言いました救命ボートの船外機だったら1メートル以上の水深があったほうがいいんですけども、この水上バイクにあっては五、六十センチぐらいの水深があれば活動ができると、操船ができるというふうなことになります。

それと、水上バイクの強みといいますと、スロープさえあればどこにでもおろすことができるし、3秒ばかりあれば時速100キロぐらいまでに達するというので、すぐ現場のほうへ直行できるということでございます。

それと、救命ボートあたりはひっくり返ってしまえばもうそこで終わりなんですけれども、この水上バイクの場合は、ひっくり返しても、もとに戻せばすぐエンジンがかかるというような特性、強みもあります。

あくまでもこれはマリンスポーツ、要するに楽しんでするものですから、救助活動用のバイクではないということだけはおわかりいただきたいというふうに思っております。

そういうことで、特性、強みがあるということで、ちょっとお話をこれからさせていただ

きます。

豪雨等により浸水被害が発生した際に活動する救命ボート等との連携による救助活動のほか、取り残された住民等への食料などの物資搬送を行うための水上バイクの活用について伺いをしたいと思います。

今回の佐賀豪雨は、線上降水帯が九州北部に停滞した8月28日未明、佐賀県全域で1時間に100ミリを超える猛烈な雨が降りました。本町でも午前3時から4時までの1時間に103.5ミリの記録的な雨が降り、27日の降り始めからの総雨量は432ミリで、これまでは大雨が降ったら低地のほうに冠水や浸水がするというございましたけれども、今回は町内至るところで道路冠水なり、あるいは浸水被害、また土砂災害等が起きました。

町が把握している避難者は、3指定避難施設に198世帯552名、ほかに各区集会所等へ89名で、全部で641名となっていると聞きました。これだけに限らず、自主的に自宅のほうで避難された方もたくさんおられます。

今回の線上降水帯が江北町にもっと影響を与えたというふうな想定をしたら、例えば、もう少し東側のほうにとか、あるいは1時間に100ミリを超えるような時間帯が1時間、2時間、3時間降り続けていたらということで、そうなりますと、車中とか住宅等で救助を求める人が多数おられたんじゃないかというふうに思います。また、今回は指定避難施設の周囲が道路冠水をするというようなこともあっておりました。

そこで、こういったときに水上バイクの活用が有効な手段となるんじゃないかというふうに思っています。

そこでお聞きしますが、災害時に民間が所有する水上バイクを活用するため、江北町と所有者との覚書、あるいは協定書を結ぶ考えはありませんか。

というのは、実は1年半ぐらい前に、その水上バイクの使用についてお話が私にありました。そういうことから、担当課のほうにもその話をし、そして、私もちょっとどういった協定があるのかなということで、これも消防本部のほうに依頼をして取り寄せて、ちょっとそれはどうかなと思いましたが、一応それを担当課のほうに見ていただきました。そういう経緯がありましたので、先ほど言いましたように、水上バイクを所有する民間の方たちとの協定あたりが結べるのかどうか、そのところをお聞きしたいというふうに思います。

#### ○ 淵上正昭議員

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

## ○総務課長（山中晴巳）

おはようございます。それでは、瀏上議員のほうからの御質問で、町と水上バイクの所有者との覚書、協定書等の締結についての町の考えはということであります。

先ほど言われたとおり、1年半ほど前に瀏上議員のほうからうちの担当に、そういった水上バイクを所有されている方から、もし災害等があったときに協力ができますよというようなお話があったということは私のほうまで連絡はあっておりました。

それで、今回御質問を受けて、うちのほうもその前から検討はしていたわけですけど、（156ページで町長が訂正）この間、うちのほうも8月27日からの大雨等で、今までにない雨が降ったということで、今は本当に全国各地でこういった線状降水帯が来て、1時間に100ミリ以上の雨が降るといのは、今まではなかったんですけど、7月も五島のほうでもあったし、7月21日の参議院選挙のときも大雨が降ったわけですけど、あれが南下をしたのでうちのほうは降らなかったんですけど、鹿児島あたりは100ミリ以上の雨が降ったということで、ことし、うちのほうでも8月末に降ったわけですけど、これから先こういったことも起こり得るといことは想定できるというふうに思います。

それで、まず1つは、そういった雨が降る前に、一応、町のほうはそういった避難について住民の方にしっかり呼びかけをして避難をしてもらうということが一番だとは思いますが、しかし、このように夜中に降ったりした場合は、やっぱり避難が到底できないということで、避難できずに家におられて、例えば、昨年、西日本豪雨で岡山県の真備町では堤防が決壊して、死者も出たということで、このときが一番高くて3メートルから4メートルぐらいの浸水をしたというときに、この水上バイクで多くの方が救助されたということも聞いております。

ですので、今、瀏上議員のほうから御提案があった民間というか、個人で所有をされている方がそういった協力をしていいですよということは、町のほうとしても大変いいことだというふうに考えておりますので、町としては、救助救援活動については大変危険なところもあるかと思っておりますので、ちょっとうちのほうも調べたら、大分市のほうがそういった団体と締結をしているということも聞いておりますので、そういったところも参考にし、また、水上バイクの所有者の方の意見を聞きながら、万が一への備えということで協定というか、そういったところについては前向きに検討したいというふうに思います。

以上です。

## ○西原好文議長

山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

先ほど総務課長が、これまでも検討していましたがと言っておりましたけれども、それは訂正をいたします。私の知る限り検討はしておりませんでした。

役所の人間の辞書で検討というのを調べると、せんばらんとは覚えていることとか、前言われたことがあるのを思い出したこととか、余りするつもりはないけれども、何か答えんばらんときに使う言葉とか、今、そういう辞書もあるんですよ。結構売れているらしいですけど、役所言葉の辞典がですね。

私も実は町民の方から、若い方でしたけれども、がんして水上バイクば持つとるばってんが、災害のときに使われんやろうかと、もう2年と言わんごと前に言われたことがありましたし、そうねとぐらいは言っていたんですけど、実際どうなのかなと正直思いました。というのが、先ほど議員もおっしゃったように、水上バイクは大体レジャーでするものですから、恐らく皆さん自分の個性を出したいために、場合によっちゃ派手な塗装をしたり、テレビで映るときには大きな水しぶきを上げて走っているような印象が自分もあつたものですから、気持ちは大変ありがたいんですけども、非常に災害対応というシビアなときに使えるのかなと、正直半信半疑でありましたし、ただ、そういう気持ちはむげにはできませんから、なるほどねと、それこそ私も、そうね、ちょっと考えんばいかんねと言ったものの、それはやっぱりしたがいいなという確信まではなかったものですから、正直そのままでありました。

恐らく同じ方かどうかはわかりませんが、せっかくがん言いよつとけ、なかなか動くごとなかなかということもあって、多分、防災に見識のあられる洲上議員にも御相談があつての今回の御質問だったかなというふうに思います。

もちろん、検討しとつたというのを質問の通告を受けてからちょっと調べたのを含めて検討したというなら、それは検討はしたかもしれませんが、1年半前に御提案をいただいたことを真摯に受けとめて、実際するべきかせざるべきか。じゃ、例えば、その所有者の方にちょっと会わせてくれんですかとか、言うなら、大分市にあるぐらいはインターネットを見ればそれはわかるわけですよ。ちょっと大分市にがんとあつけんが、話ば聞きに行かせてくれんですかと言ってみたとか、そして、やるとすれば、こことこことこの問題点があるというぐらいまで整理が今できているとすれば、今まで検討してきていましたけれども

というふうに言ってもいいかもしれませんが、私が知らないだけかもしれませんが、そういう様子は見られませんでしたから、それを検討するというのは、こういうことなんですよ。それを私も一緒になって、がんして検討した、うん、私も検討してきていましたけどと言っていいのかなんですね。

私も役所におりましたので、かつてそういうことを実際言っていました。そう言うのが役所の人間としてはいいことなんだという時代も実はありました。ただ、私はそうじゃないということも今はわかっているものですから、そういうことを一つ一つ正すし、やっぱり信じているんですね、役所の人間は。そんなときに検討すると言っていいと。だから、それは違うよということを私が言うのを、厳しいとか、何か上から目線で言っているとか、そういうふうに言う人間もいるらしいですけども、私はそれは違うと思います。だって、それが今実際求められているわけでありまして、我々は真摯に対応すべき職責があるわけですから、それをやはり検討していましたがというようなこととか、そして、人間誰でも誤りはあります。

ただ、その誤りがあることから、まずやるべきは、誠実なる謝罪からだと思うんですよね。済みませんでした、忘れていましたと、すぐにでもしますと言うことから次が始まるんです。いやいや、これはですねと、ちょっと天気のごあいがですねとか、やっぱりそれも役所が使う手なんです。天気のせいにする、何というのかな、そういうことで今まで我々が、やっぱりうっかり忘れていたこともあるんですよね。ただ、それを何かそういう打ち出の小づちのように、気象状況によりとか、調達ができなかつたとか、そういうことのせいにするのは私はやっぱり違うと。何で調達できなかつたかという、発注が遅かつたからです。じゃ、何で発注が遅かつたかという、やはり手続が遅かつたからというところなんですよね。

人間、結構それで何か済ませているところがあるんですけども、やはり自分もかつてそういうことをやっていた身からすると、大体わかるわけですね。だから、それをやっぱり1つずつ改めていかないと、本当に我々が町民の皆さんから信頼、信用され、また、期待をされる役場や役場職員にはなれないなというふうに思います。

三夜待なんかに行けば、あんたたち役場の職員はよかのうと。給料を毎月もろうて、ボーナスまでもろうてと、やっぱりこんなことを言われている役場では私は我慢ならんわけですよ。役場は大変ねて、あがん夜中も出て行って、そして、あがん厳しか町長で、いろいろもう本当に宿題の多からうて、やっぱりそういうふうに言われる職員になってもらいたいなど

いうふうに思いますし、その中にやりがいとか、公務員として人生の大半の時間を注ぐわけですから、やはり自分の人生としても彩ることになるんじゃないかなと思うものですから、私はそういうところを、自分も同じ立場でいたからこそ、わかるから、そういうところを言っているということなんです。

それを職員との距離があるということであれば、それは距離があるんだと思います。役所の仕事に対する考え方にそれだけ距離があったわけですから。だから、それを縮める4年間だったと私は思いますし、だから、その縮めた上で、さらに縮めて、そして、ともに同じことをやるという意味で、この4年間があったから次の4年間があるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

その上で、御質問の水上バイクでありますけれども、私は3つ問題点というか、解決せんばいかんことがあるなと思います。

1つは、やっぱり組織化だと思います。というのは、個々にそういうレジャーをされている方で、町内にも何人か、何十人まではいらっしゃらないと思いますけれども、水上バイクをお持ちの方がいらっしゃいます。それを私たちが個々に、あんた、がんして頼むけんということにはならないんじゃないかなと。だから、町内で、せっかくそうやって町に協力をしようと言ってくれている方がおられれば、誰か中心になる方を決めていただいて、そこで協力隊なのか協力会なのかわかりませんが、そがん水上バイク持っただけで、何でもそがんとばせんばらんとやと言う者もおるかもしれません。ですから、やはり気持ちを通ずる方たちの組織化というのを一つしていただかんといかんし、我々もそういうことをせんばいかんなと思います。

それともう一つは、やっぱりルールだと思いますね。もちろん、消防団員の方たちはこうやって日々いろんな訓練をやっていただいて、まさに統率のとれた一つの軍団といいましょうか、組織なわけですが、もともとレジャーで使っていた水上バイクを使用される方たちを、ああいう被災支援とか防災の中に組み込むということになれば、当然、一定のルールが必要なんだろうというふうに思いますから、やはりこのルールの問題が一つあるなと。

それともう一つは、順番が逆ですけれども、やはり意識の問題だと思います。もちろんそれがあから今回お申し出をいただいたんだと思いますけれども、これだけ今我々が防災、または災害対応に対して、いろいろ苦慮しながらも対応をしているという意味での、やはり防災に対する意識ということもですね。ですから、例えば、協力をしていただく方には防災

士の資格を取っていただく、そうなるハードルが高いですけれども、逆にそういう研修会とか講習会にも参加をしていただいて、やっぱり気持ちと意識を一つにし、また、同じルールの中で活動し、そして、それがきちんと組織化されるということが私は条件というかな、じゃないかなと思います。

先日、白石消防署の署長が来られて、先ほど御紹介いただいた広域圏でも実は水上バイクを持っていると初めて知りました。ははあと思ってですね。そして、今回も活躍を大分したという話を聞いて、ああ、やっぱり私が思っていたのが、それこそ偏見というかな、色眼鏡で見ていたなというのを反省しましたものですから、最初は答弁も少し、いや、本当に使えるんですかねみたいな答弁になりかけていたんですけれども、白石消防署長が来られて、実際、まさに我々が住んでいる地域で活躍をしているということも聞いたものですから、今回御質問の契機となった方がおられたら、ぜひ御紹介をいただいて、少しそういう我々とのすり合わせというんですか、今申し上げたような条件も含めて御理解をいただいた上で、前に進めばいいなというふうに思っているところであります。

以上であります。

#### ○西原好文議長

渕上君。

#### ○渕上正昭議員

ありがとうございました。

今回、消防本部が、もちろん水上バイクだけではなくて、舟艇、要するに船外機をつけたボートとあわせて、約320名ほど救出をしたということを聞きました。何よりも今回の大雨で取り残された方の救助について、非常によかったのは、水上バイクがあったから助かったというふうな声も本当に聞きました。

先ほど町長が言われましたように、これは大分市消防局が、真備町で大体15時間で120名ほど救出したということから、ことしの6月に、水上バイクを保有する一般社団法人、協会、それとあわせて、個人8名の方と協定を結ばれているわけですね。

こういった協定概要かといいますと、浸水区域における救助活動及び救助資機材の搬送、それから、河川における救助活動というふうな、ちょっと大まかなところで、中身を見ればまた詳細にはあると思いますけれども、基本はそういうことなんですね。

それと、先駆けて、一番初めに水上バイクをしたのは宮崎市消防団なんですね。これは平

成17年に台風14号が発生したときに、消防のほうから水上バイクを貸していただけないかと。これは免許が要りますから、舟艇あたりを持っている者は免許を持っていますから、多分、乗れる人が貸してくださいということなんだろうと思いました。どちらにしても、宮崎にしても大分にしても、全国にも幾らかありますけれども、大体市町さんのほうから所有者の方をお願いをして協力していただくというようなやり方が基本的にはあります。

ただ、町長が言われましたように、今10人ほど江北町には水上バイクを持っている方がおられるというふうに聞きました。ですけど、10名の方が必ずしも、協力していいよということかどうかは私はわかりません。ですので、やっぱりそういう方々といろいろお話をして、当然課題もあります。その方たちが身体的な補償もしてほしいというふうになるのか、あるいは水上バイクが壊れたときの補償もどうなのかとか、あるいは訓練はどれくらいさせていただくのかとか、そういったいろんなものがありますので、そういった方々がどういうふうな考え方をっておられるのかというのを、まず接見して話を聞いてしていけばいいかなというふうに私も思います。

そういうことで、今回のような豪雨、これはもういつかは来んよねという話ではなくて、毎年来るような状況になろうかと思しますので、そういうことで、ぜひ前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

**○西原好文議長**

答弁はよろしいですか。

**○淵上正昭議員**

答弁は、先ほど検討するということでお聞きしましたので、それでよろしいです。終わります。

**○西原好文議長**

9番淵上正昭君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時20分。

午前11時7分 休憩

午前11時20分 再開

**○西原好文議長**

それでは再開いたします。



議事日程により総括審議、委員会付託となっておりますので、逐時議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第45号から議案第50号までは平成30年度会計の決算の認定であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、決算特別委員会を設置し審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、平成30年度会計の決算審査は決算特別委員会を設置し審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開は11時25分。

午前11時20分 休憩

午前11時25分 再開

**○西原好文議長**

再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長において指名したいと思います。

決算特別委員会の選任につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は全議員10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほど休憩中に委員会において互選されておりますので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に井上敏文君、副委員長に坂井正隆君、以上のとおり互選されました。

では、議事日程により逐時議案の審議に入ります。

**日程第2 議案第36号**

**○西原好文議長**

日程第2. 議案第36号 江北町みんなの公園設置及び管理に関する条例を議題といたしま

す。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

**○池田和幸議員**

第36号ですね、先ほど訂正の箇所がありましたけれども、その点で1つまず聞きたいんですけど、3ページから4ページに使用者という形になって、19条が利用料金とありますけれども、附則のところの使用の目的で、時間は使用料金ですよ、これは利用料金なのか、使用料金じゃないのか、まず1つ確認をお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

池田議員の質問にお答えしたいと思います。

この利用した者ということで、ここで訂正したのは、使用した者と訂正をしております。これにつきましては条例の第7条の中に、使用の許可及び制限について記載されますけれども、この公園の使用をした者はあらかじめ町長の許可を得られなければならないということになっておまして、ここの使用を公園の使用料としてみなすということで考えております。利用料金につきましては、あくまでも指定管理者が収受する収入として利用料金として読みかえるものと考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

非常に法制的な話なんですけど、そもそも地方自治法で使用料というのは、町がもらわねばらんことになっています。ただ、その後に御存じのとおり、指定管理制度ができましたもんですから、その指定管理制度ができたことに伴って指定管理者が使用料を取れるようになったんですけど、ただ、自治法に同じように使用料は町が取らねばらんて書いてあるもんですから、指定管理をした場合に使用が利用に変わるということなんです。ですから、これは各市町で条例のたてつけがちょっと違うのであれなんですけれども、中には指定管理をした場合には使用は利用と読みかえるという読みかえ規定を持っている条例もあります。そっちのほうの方が丁寧かもしれませんが、ちょっと私ども江北町も既に指定管理のほか

の条例も持っているものですから、そこまで書いておりませんが、法制的に言えば町が取るのが前提なので、使用と、ただ指定管理をした場合にはそれが使用という言葉と区別せんばいかんものですから、利用になっているということでもあります。

以上でございます。

**○西原好文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

了解しましたが、もう一問よかですか。

**○西原好文議長**

どうぞ、7番池田君。

**○池田和幸議員**

済みません。

1ページの第5条ですけど、公園においては次のことは申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならないということで書いてあります。

根本的に、今回開園時間とか、閉館時間とか、いろいろ決まっていますけれども、ちなみに、一般に入る分は無料だと思うんですね。それで、これに関しては2ページに集会とか、祭礼とか書いてありますけどそういうの、あと5番の火を使う場合と書いてありますので、その辺の、例えばあそこは上分区ですかね、上分区で区民の何か集いをするというときには許可を得ないといけないのかですね。それとかあと、多分あの辺は住宅がいっぱいありますので、小さい子供さんもいらっしゃいますので、花火をするとか、そういうときも届け出をしないといけないとか、ちょっと細かいことになりますけれども、その辺はあらかじめ我々も知っておきたいと思いますので、その辺わかればお願いします。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

4ページの第21条をごらんください。

ここに、先ほどちょっと申し上げましたけれども、準用の規定を設けてあります。ですから、もともと指定管理を絶対せんばらんわけではないものですから、公の施設、町のもんだからですね、基本的には従来あったように町が直営で管理をするということになりますので、

そのときには当然、町長が許可をするということになります、指定管理を行った場合には、第5条については町長とあるのは指定管理者と読みかえるということになりますので、今回指定管理を行うことにしていますから、指定管理者が許可をするということになります。

その上で申し上げますと、ここの5条で書いている使用許可というものは、幾つか種類があると思います。要は排他的な使用ですね、例えばぶらっと来てあそこで時間を過ごしていただくというのは特にそこを自分が独占するということではないものですから、そういう排他的な使用である場合、それと公の施設で利益を生むような行為をする場合、それと一定の、他に影響を及ぼしかねないような行為については許可が必要だということになるものですから、そうしたものについては許可が必要だということでもあります。

先ほど例示でおっしゃいました、例えば上分区も今もうがばい人のふえて、集会所のあばかんと総会のあつたりすつときにですよ、だからあそこでできるかどうかは別問題として、仮にそうしてあそこで何かの会をしたいということであれば、当然排他的に使用せんばいかんわけですから許可が要りますし、花火等について許可をするかどうかというのはこれは管理者の権限があると思います。何でも許可せんばらんわけではなくて、管理権限に基づいて、他に影響を及ぼさない、または公園の施設に影響を及ぼさないということであって、許可していいというふうに判断をすれば許可するということになります、一元的には許可は必要だということになります。

以上でございます。

**○西原好文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

わかりましたけど、みんなの公園ということですので、なるべく許可は許可として必要だと思いますけど、入りやすい、行きやすいような公園でしていただきたいと思います。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

ですから、逆に言えばみんなですら使うからこそ、ひとり占めとは言いませんけれども、ある意味排他的、または独占的、またはほかに影響を及ぼすような行為については許可が必要だという意味でありますから、ぜひそこは誤解なきようお願いをしたいと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番淵上君。

○淵上正昭議員

関連ですけど、先ほどの花火の件は、規模によってはどうかと思いますけど、基本的には火気使用の制限があります。ですので、それは当然消防署のほうに許可を得た上で町のほうに申請という形になるのかと思いますので、その辺のところは単独で町が使用許可を出すということではなくて、ちょっとそれだけつけ加えておきたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御指摘のとおり、当然公園を使っていいということと、別の法令の許可を得ずして火気を使用するということはまた別なものですから、当然関係法令、全て適合するということが前提でありますし、それは当然公園を使用許可するに当たっては、やはりきちんと確認をする必要があるというふうに思っております。やはりそういうノウハウをきちんと蓄積をしていかんばいかんと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま、委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第36号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第37号

○西原好文議長

日程第3．議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第37号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第4 議案第38号**

**○西原好文議長**

日程第4. 議案第38号 江北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第38号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第5 議案第39号**

**○西原好文議長**

日程第5. 議案第39号 江北町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第39号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第6 議案第40号

##### ○西原好文議長

日程第6．議案第40号 幼児教育・保育の無償化の取組を図るための関係条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

##### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

##### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第7 議案第41号

##### ○西原好文議長

日程第7．議案第41号 江北町みんなの公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

##### ○井上敏文議員

4番井上です。

このみんなの公園の指定管理については、産業委員会に委員会付託になるのではないかと思います。私、産業委員会に所属しております。この分については皆さんが知っておくべきじゃないかと思ひまして、あえて質問をさせていただきます。

今回の指定管理について、カフェ事業がこの委託の中に含まれております。このカフェ事業の運営について、今までの指定管理とちょっと内容が違うんじゃないかなというふうなことも感じます。そういうことから、このカフェ運営がどのようなことになっているのか、この辺は後で、その辺の内容といたしますか、カフェ運営の内容について、この指定管理の内訳といたしますか、そのほうを議会全体に報告できますか。これ、お尋ねです。

##### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

このみんなの公園のカフェの運営のことですけれども、これにつきましては、指定管理者を公募する際に幅広く声をかけて業者を探しておりましたけれども、なかなか手を挙げてもらえる方がおられなかったということで、結局指定管理者の直営で行うようになっております。

直営でする前に、カフェを募集する際には、カフェの営業の業者の選定まで含めた内容としておりました。

以上です。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

きょう朝の佐賀新聞を見て、ちょっとショックだったことがあります。江北町長の再選よりも大町町の副町長のほうが記事が大きいというのはどういうことかなと思ひながら、今まで大町は副町長を置かずに頑張ってきたものですから、特にこういう大町も非常事態でありますから、当然そちらのほうがニュースとしては大きいということなのかなとは思ひながらも、一抹の寂しさは正直感じました。

特に今回、副町長に就任をされる三角氏は大学と県の後輩でありまして、佐賀土木事務所でも一緒に仕事をした仲間でもあるものですから、年は私より2つぐらい下やったですかね、活躍をされるものというふうに期待はしつつも、後輩ゆえに何でおいのほうかと思わなかったです。

そういうこともあって、なかなか私もまだまだだなどというふうに思いますけれども、よく山口知事がおっしゃるのは、山口知事と田中町長の山と田で山田だみたいなことをおっしゃって、うまいとおっしゃるなというふうに思っておりますので、特に私としては、きょうの新聞記事は少し寂しかったですけれども、特に言い間違えられることについては、さもありませんというふうに思っておりますので、議長様におかれましてはお気になさらないようにしていただければというふうに思います。

済みません、ちょっと長くなりましたけれども、きちんと整理をして、皆様に御理解をいただけるような資料を提出したいと思ひますが、それは常任委員会じゃなくてがいいという



ことですよ、今おっしゃっているのはですね。ということは、常任委員会の前がいいということですかね。どの時点でお示しをしたほうがいいですかね。この議会中、決算特別委員会があつている間でも作成し次第お配りをするということによろしいですか。

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

その内容がもうちょっとわかればと思つての質問であります。前に、議員例会の折に説明をいただきました。その賃借料が一月2万円とかですね、そういったのもいただきました。その委託内容について詳しく知りたいなど。これはやはりみんなの公園でカフェが運営されるということで、町民の関心も非常に高いんですね。経営がどがんなつとんねということも聞かれます。ということから、私たちがこれを議決するに当たって、その内容を知らないとなら議決できないということでその資料を提示していただければと思います。

以上です。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

それはどのタイミングがいいのかなということなんですけれども。

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

早いほうがいいですね。整理つき次第、今議会に提出できればと思つております。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

少なくとも常任委員会が開かれる前には提出をしたいというふうに思いますので、それによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それは、常任委員会の構成にかかわらず、全議員さんにお配りをするということによろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

今回、議員例会の中でも幾つか御質問もいただきましたし、法制的には我々もぎりぎり、

それこそ検討をして、今回の条例案という形にさせていただいております。これがなかなか、非常にある意味複雑というか、さっき御質問いただいた地方自治法との関係もあったりしてですね。

ですから、そこはきちんとおわかりいただけるような、わかりやすい資料を提出させていただきたいというふうに思いますし、もし逆にお時間をとっていただけるようであれば、全協とか、そういう場でも少しその資料の御説明をさせていただいて、常任委員会の審議に臨んでいただくほうがよりいいかなと。というのが、もう常任委員会に付託されますと、総務の委員さんとは公式には審議の場がないものですから、またそこは御相談をさせていただいて、常任委員会の前にでも全議員さんにきちんと御説明ができるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい、了解です」「関連よかですか、今のに」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

私も、この8月21日に議員例会のときに配られた資料に開発事業の運営について書かれています、これできょう質問をしようと思っていましたけど、これについても改めて提出していただけるということによろしいですか。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

よろしければ少しお時間を頂戴して、全議員おられるところで資料の説明をさせていただいたほうが、極力わかりやすい資料は心がけておりますけれども、なかなか資料だけではわからないところもあると思いますから、常任委員会の前のどこかのタイミングで全議員の皆様方に資料をもって御説明をさせていただく時間をとらせていただければと思っております。

**○西原好文議長**

議員の皆さんにお諮りしますが、特別委員会の最終日に時間がとれれば、その時間帯で説明を受けるというようなことによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

(委員会付託)と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第42号

○西原好文議長

日程第8. 議案第42号 令和元年度江北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

勉強会の折に説明を受けていないところを1つだけ。

事業説明書の10ページ、少し聞きましたけれども、総務費の企画費でパークアイランド化ということが書いてありますけど、これは3番のところだけのことだったと思うんですよね、たしか。それで、その4番の中の3番、この1番に関しては代理のほうに少しは聞きましたけれども、1番に対しても江北町のひふみ通りのほうで予算をとられたようなことを聞きましたけど、その辺の説明はわかりますか。

○西原好文議長

答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長(田中盛方)

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

1番のこの肥薩オレンジ鉄道及び周辺地域団体への視察研修ということで、これは先ほど池田議員のほうからお話がありましたように、商工会のひふみ通り振興会のほうで事業を立てておられます。

この内容については、第3セクターで運営をされております肥薩オレンジ鉄道、ここの営業の方針とか、沿線団体の取り組みを聴取して、これを長崎本線の活性化に地域として貢献する方策を得てくるための研修というふうなことで聞いております。よろしいでしょうか。

○西原好文議長

7 番池田君。

○池田和幸議員

わかりました。この場合、ちょっとお聞きしたかったのは、行政としてこの辺に対しては多少の、同行をするかどうかは別として、かかわりは持たれるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ぜひ職員を同行させたいと思います。

○西原好文議長

7 番池田君。

○池田和幸議員

わかりました。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4 番井上君。

○井上敏文議員

たびたび済みません。

事業説明の9ページ、小学校のトイレについて説明がされております。私、産業常任委員会に所属しておりますので、この場で聞いておかないと内容がわかりませんので、あえて聞かせていただきます。

この説明によると、小学校のトイレが非常に悪臭が漂う、これはもう以前から指摘があり、この議会でも一般質問をされておりました。その対策として、床のワントラップの改修とか、あるいは6月14日にマイエンザというのを散布したと。しかしこれは効果がなかったということで、さらに新たな尿石除去というのをやっていくというようなことでありますが、これは前からこのにおいについてはいろいろ対策をとられておりますけど、なかなか効果が出ないですね。これまで何回したかというのは省いたにして、やはり根本的にこれは変えないと、私は尿石を除去しただけではこのにおいの解消にはならないと思います。なぜにおいがするのかというのは、尿石がたまっているとじゃなくて、やはりトラップの状態、あのに

おいが逆流しないように水をためておくんですね。便器のところもですけど、床、排水のところもトラップといいまして水をためて、においの逆流を防ぐということで、便器はそうなっているんですよね。この便器ももうかなり古い便器だと思います。便器をもう思い切っかえらうということじゃないと、また同じようなことが、また何かの対策をせんばらんと思わうんですね。

だから便器を変えて、それと配管状況を見る、便器をかえるときに、はつる部分もありましよう、コンクリートをはつる、あるいは天井裏の配管を点検するというふうなこともあると思います。そういった根本的な対応をしないと、こういうことでは私は、におい解消にはならないと思います。この辺は、便器をかえる、そういうことは考えられなかったんですかね。質問です。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。熊崎教育長。

#### ○教育長（熊崎知行）

お答えしたいと思います。

便器をかえるということになると非常に大きな工事になるんじゃないかなというふうに思っています。そういう機会があるとすれば、洋式化をもう少し入れるとか、そういうようなことも考えとして入ってくるんじゃないかなというふうに思いますが、取り急ぎ今できることは何かということ考えたときに、そういう観点で専門家の方に意見を聞くと、尿石じゃないでしょうかということをおっしゃいました。

中学校も確認しに行ったら、確かに中学校はついていないんですね。ところが小学校はついていてということで、まずはその尿石除去をさせていただいて、少し改善ができないかなということを期待して予算を上げたところでございます。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

ただいま熊崎教育長が答弁をしたとおりであります。先ほど井上議員から、マイエンザば投与したばってん効果がなかったということでもありますけれども、そこまで一刀両断にはできないというふうに思っています。というのは、今回マイエンザ投与については、この議

会を傍聴された方がこのマイエンザというものがほかの県内の小学校で悪臭の消臭、解消に実際使われていると、あとは例えばプールの清掃やったかな、というような情報をまさにこの議会の場のやりとりを聞いて御提案をいただいて、それこそ教育委員会も実際それも対応をしたわけであります。

この方も、ただ言うただけじゃなくて、実際そのマイエンザばつくてきてくんさって、実際現場も立ち会っていただいて、そうしたお気持ちだけじゃなくて、実際御助力もあって、今回はマイエンザの投与もさせていただいたわけであります。マイエンザの投与そのものが効果がなかったわけではなくて、先ほどの話でいきますと、なかなかその抜本的な解決までにはならないということがあって、マイエンザを投入すればにおいが全く消えるというところまでの効果は見出せなかったという、ここも非常に何というんですか、慎重なる注意を払って記述をしてあるわけですけども。

ですから、おっしゃるようにハード的なのをもっと根本的な対策だというふうに思いますけれども、まずはというかな、これがある意味、今できる根本対策であろうということで今回取り組むというふうに聞いております——ですよね。

ですから、ぜひマイエンザが全く効果がなかったということではないということは御承知おきいただきたいというのと、今回、小手先の対応でもない。やはりさっき教育長が言いましたように、中学校には尿石がついていないということでしたから。だから、まずこれを根本的に取ってみようという取り組みであるというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

4番井上君。

#### ○井上敏文議員

この説明書を見る限り、皆さんもそうだと思うんですけど、マイエンザ投与により消臭効果が出ているとは見出し切れなかったためというのは、ああ効果はなかったんだなと単純に思ったわけです。その効果がなかったために、さらにこの尿石除去をするということかなと思ったんですね。

その文言はどうでもいいんですけど、中学校と小学校は建設年次も違います。約8年ほど違うかと思います。やはりそういった器具もずっと改良されてはきておるんですよね。私が見るところに、小学校のこの便器は小便を流すところと床の懐が浅いんですよね。当時は水

洗がそう普及していなかった時代でありますので、こういうのがスタンダードであったと思うんですけど、今は床のラインと放尿するところの懐が深いですね。そこに水がたまって、トラップ現象ができて、においの逆流を防ぐということでもあります。

だから、私は今、教育長が言われた中学校はこの尿石がないというのは、この便器の違いじゃないかなというふうなことを感じます。何回も言いますが、38万1千円を投入して、私は効果が出るのかなと思います。この辺は、小学校はもう迷惑しているというのは、私も現場に行ってよくわかります。もうにおいは、特に夏場は、便所に近い教室は大変だなと思います。だから一刻も早くこれを解消してやらにゃいかんというのが町の仕事とは思いますが、ただ、根本的に早く解決してやるというのが町の役割じゃないかと思って、私は提案したところであります。

これはどういった効果があるかもわかりませんが、この便器を、建てかえるなら別ですよ、改修するとなれば、いち早くこの便器を取りかえる検討をしていただきたいというのが私の意見であります。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。熊崎教育長。

#### ○教育長（熊崎知行）

お答えしたいと思います。

まず、マイエンザにつきましては6月14日からいろんなまき方をしました。非常ににおいがきついところだけまくとか、それから比較をするためににおいが一番強いところ、ほかはしないとかですね、もしくはしばらくしない期間を設けようとか、そういうような形で効果の度合いを見てみようという取り組みをしました。

マイエンザをまいた後ににおいがなくなっているときもあるし、マイエンザをまいた次の日にまだ残っているというときもありました。その調べ方については、特定の人が3段階ぐらいでそういう記録をとってもらって見たところ、今申しましたように出たり、出なかったりということで、いつも出れば、これはいいんじゃないのというようなこともわかるんですけど、そこまではなかったんですよ。

ただ、今、井上議員がおっしゃられたように、対策は急いでしないといけないということがありましたので、ちょっと並行して専門家の人に見てもらったところ、尿石じゃないでしょうかという御意見をいただいたもので、今回の予算で上げないとまた遅くなるものだから

ら、まずじゃそれでやってみようじゃないかということを使った次第でございます。

それから、トイレを全面的にかえることにつきましては、今、長寿命化等を検討していますので、もしそれで校舎の改築とか、それができればそのときに当然検討することになるんじゃないかなというふうに思っています。

以上でございます。

**○西原好文議長**

4 番井上君。

**○井上敏文議員**

長寿命化を図るという方針が決定されたんですかね——されたら、ただ長寿命化を図っていくということでそれで決定して、改修ということになると思うんですけど、ただこの便器だけは、それまで私は放置してはいけないと思うんですよね、子供の教育上の影響を考えれば。だから、これは先行して、今回はこれにするにしても、新年度で便器をかえてにおいをシャットアウトするといったことで、やっぱり町のほうも努力をしていかにやいかんのじゃないかなと思います。保護者の方からも意見を聞きますと、においがひどいと、子供がかわいそうということから、私は抜本的な解決策としては便器をかえることだということ、前向きに検討をお願いいたします。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第42号は常任委員会に付託することに決しました。

ここで皆様方にお諮りいたします。昼食のためしばらく休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**



それでは昼食のためしばらく休憩いたします。再開は13時30分、よろしくお願いいたします。  
す。

午後 0 時 4 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

午前中に引き続き、逐時議案の審議に入ります。

#### 日程第 9 議案第 43 号

○西原好文議長

日程第 9. 議案第 43 号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36 条第 1 項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第 10 議案第 44 号

○西原好文議長

日程第 10. 議案第 44 号 令和元年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7 番池田君。

○池田和幸議員

今回の補正は汚泥のということで出ています。当初予算のときも汚泥の蓄積には質問があっていましたが、今回の大雨によって、この汚泥の増額補正、これで大丈夫なのか、その辺を 1 点お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富 元）

池田議員の御質問にお答えします。

今回の補正につきましては6月に補正をさせていただきまして、緊急的に800立米の汚泥を引き抜いたところでございます。今回経年汚泥を抜きまして、大体、毎月どのくらいの汚泥を引き抜かにかいかんという計算ができたものですから、数字はちょっとあれなんですけれども、毎年計画的に年間幾ら抜くという汚泥量の約1.5倍を毎年抜いていく必要があるという計算ができたものですから、今回その分を、残りの半年分、計画的に汚泥を抜くということで増額の補正をもらっております。

ちなみに、今回の災害の流入に関する汚泥というのは全く関係ございません。

以上です。

○西原好文議長

4番池田君。

○池田和幸議員

わかりました。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第45号

○西原好文議長

日程第11. 議案第45号 平成30年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第45号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第46号

○西原好文議長

日程第12. 議案第46号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第47号

○西原好文議長

日程第13. 議案第47号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第47号は決算特別委員会に付託することに決しました。

**日程第14 議案第48号**

**○西原好文議長**

日程第14. 議案第48号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第48号は決算特別委員会に付託することに決しました。

**日程第15 議案第49号**

**○西原好文議長**

日程第15. 議案第49号 平成30年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号は決算特別委員会に付託することに決しました。

日程第16 議案第50号

○西原好文議長

日程第16. 議案第50号 平成30年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第50号は決算特別委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。再開13時45分。

午後 1 時36分 休憩

午後 1 時45分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

先ほど町長からも大変貴重な御意見をいただきました。議会運営委員会のほうでもぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、休憩中に各常任委員会及び決算特別委員会に付託分の案が決まりましたので、局長より報告させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

令和元年9月定例議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第37号 議案第38号 議案第39号 議案第40号

議案第42号 歳入全部と歳出のうち款2 総務費 款3 民生費 款10 教育費のうち項

5 社会教育費のうち目2 公民館費を除く

議案第43号

○産業常任委員会付託分

議案第36号 議案第41号

議案第42号 歳出のうち款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費 款10 教育費のうち項5 社会教育費のうち目2 公民館費

議案第44号

○決算特別委員会付託分

議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時47分 散会